



平成 28 年 2 月 19 日

各 位

本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号  
会社名 ヒューリック株式会社  
代表者 代表取締役社長 西浦 三郎  
(コード番号：3003)  
問合せ先 常務執行役員 広報・IR部長 伊藤 伸  
電話番号 03-5623-8102

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記の通り「定款の一部変更の件」を平成 28 年 3 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、所要の変更を行うものであります。

本議案のうち現行定款第 28 条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 23 日 (予定)

別 紙

<変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上